〇 主文

原判決を取り消す。

被控訴人が控訴人に対し昭和五〇年九月二五日付でした社団法人足立江北医師会の 設立を許可しないとの処分を取り消す。

訴訟費用は第一、第二審とも被控訴人の負担とする。

〇 事実

一 自立

控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

二十張

次に付加するほかは、原判決事実欄の「第二 当事者の主張」に記載のとおり(ただし」、原判決七丁裏二、三行目に「本件処分には平等原則違反の違法がある。」とあるのを「本件処分は漬法一四条所定の法の下の平等の原則に違反する違法がある。」と改める。)一であるから、これを引用する。 1 控訴人

(一) 社団法人足立江北医師会の設立を許可しても、地域医療に混乱を生ずることはない。

現在、東京都の特別区たる二三区において、二ヶ以上の法人たる地区医師会の存在するのは、千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、世田谷区、品川区、大田区、北区、板橋区の一一区であるが、これらの区では医療行政に格別の混乱を生じていない。ことに会員が混在するままで、しかも両医師会が互に反目対立している状況下で新たに医師会の社団法人設立を許可しても地域の医療行政になんらの混乱も生じないことは、さきに板橋区において東板橋医師会の設立許可がされたときの例をみれば明らかである。東板橋医師会及び東京都医師会と対立したままの状態のもとて設立を許可され、今日でも東京都医師会に属さないでいるが、それでも地域医療の混乱と障害を一切生じることなく現在に至つている。

更に予防接種等が実施されるまでの計画過程及び実施後それを評価し、次期の計画に反映させる過程における地区医師会の参加の点についていえば、それは区が主導し、連絡協議会を設けて処理すれば、なんらの混乱も障害も生ぜず対処できるのであり、現にこのような処理により東板橋医師会の場合は混乱や障害を生じていないのである。

(二) 現在足立区に生じている地域医療の混乱について

被控訴人が社団法人足立江北医師会の設立を許可しなかつたため、かえつて地域医療に混乱や障害が現実に生じている。すなわち、現在控訴人の会員は足立区から老人健康診査や予防接種についての個別契約を拒否されているが、それがため控訴人の会員を主治医とする堤北地区住民は控訴人の会員による予防接種等を受けることができず、わざわざ他の医師によらざるをえない事態が発生している。控訴人の社団法人設立が許可されないことにより、かえつて足立区の地域医療にこのような混乱と障害が生じているのである。

現在控訴人の会員は二二名であるが、控訴人の目的遂行のため十分に活動することが可能であり、このことは北区の王子医師会においてもその会員数が二〇名程度であることからして明らかである。なお、本件許可申請時には控訴人の会員数は七二名であつたのであるから、現在の会員数を理由として不許可処分の正当性を主張することは許されない。

(三) 独占禁止法違反行為について

控訴人の会員は、過去六年間にわたり足立区長に対し、予防接種委託契約や老人無料検診委託契約等の締結を申込んでいるが、足立区長はこれに応しないでいる。足立区医師会は控訴人の会員らと右契約を締結すれば、足立区医師会は地域医療に協力することはできない、と公言しており、東京都医師会は控訴人の社団法人設立許可に反対し、足立区が控訴人の会員らとの間で右委託契約を締結することを妨害している。

東京都医師会及び足立区医師会が控訴人の社団法人設立許可に反対するのはまさに足立区の地域医療業務を不当に独占しようとするためである。このような東京都医師会及び足立区医師会の行為は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下、独占禁止法という。)二条六項、八条一項一号に違反するものである。被控訴人は本件処分をするにつき、東京都医師会及び足立区医師会の控訴人の社団法人設立許可に反対である旨の意見を考慮し、右意見を根拠として本件処分をしたのであるが、これは東京都医師会及び足立区医師会の独占禁止法違反行為を容認助長

するものであつて、違法というべきである。 (四) 適正手続違反について

被控訴人が本件処分の理由とするところは、控訴人の社団法人設立許可申請には、積極的な公益性を認めることができず、仮になんらかの公益性を認めるとしても、法人設立を許可することは、公益実現よりもむしろ公益に支障を及ぼす面が強と認められるので許可しないというのである。しかし、被控訴人は、控訴人と全く同じ会員で組織され、同じ目的を有し、定款の内容についても活動の予定についても活動の予定についても活動の予定についても活動の予定についる。このことからみれば、かにかりは、東京都医師会及び足立区とはなく許可している。このことからみれば、被控訴人は本件処分をするにあたり、控訴人の公益性自体を検討してしたというは、東京都医師会及び足立区医師会の意向を考慮してしたというべきであるの、本件処分は他事考慮に基づく違法な処分であり、取り消しを免れない。

(一) 昭和三九年当時の足立区における地域医療行政にかかる事業についてみるに、足立区自身が実施していたものとしては、本木診療所における診療事業だけであり(ただし、足立区は昭和四三年にこれを廃止した。)、ほかはすべて東京都が実施していた。すなわち、東京都は昭和三九年当時、保健所の所管事業として、結核予防法に基づく健康診断、予防接種事業(ツベルクリン、BCG、X線撮影)、伝染病予防法に基づく防疫事業、予防接種法に基づく予防接種事業、優生保護法に基づく優生保護事業(優生保護相談)、性病予防法に基づく性病予防事業(健康相談、梅毒血清反応検査)、成人病予防事業(成人病相談、老人福祉法による老人健康診査)、母子衛生保健指導、寄生虫、らい、トラホーム予防事業等を実施していた。

昭和四〇年四月一日地方自治法中の特別区に関する改正規定(昭和三九年法律一六九号)の施行により、右事業のうち老人福祉法による老人健康診査、母子衛生保健指導、伝染病予防法に基づく防疫事業、予防接種法に基づく予防接種事業、トラホーム予防事業が足立区に移管された。足立区は右移管事業のうち母子衛生保健指導及び防疫事業は自ら実施しが、老人健康診査については足立区医師会へ委託して実施し、結核予防法に基づく結核健康診断及び予防接種事業、トラホーム予防事業については足立区医師会から結核健康診断及び予防接種事業、トラホーム予防事業については足立区医師会から医師の派遣を得て実施し、予防接種法に基づく予防接種については東京都へ委託し、東京都はこれを足立区医師会へ再委託して実施するに至った。昭和五〇年四月一日地方自治法で

昭和五〇年四月一日地方自治法中特別区に関する規定の改正(昭和四九年法律七一号)に伴い追加された同法附則一九条の施行により、保健所にかかる事務事業が東京都又は東京都知事から特別区又は特別区長に移管されたが、足立区又は足立区へ移管された地域医療行政にかかる事業は概ね次のとおりである。(1)妊婦健康診査、(2)乳児(三か月、六か月、九か月)健康診査、(3)妊娠中毒症医療療(4)妊産婦乳幼児保健指導、(5)身体障害児療育指導、(6)三歳児健康診査(精密)、(7)養育医療、(8)結核患者医療、(9)循環器集団検診(応電図)、(10)子宮がん検診(東京都母性保護医協会員の産婦人科医療機関で実施するもの)及び胃がん検診、(11)循環器集団検診(尿検査、血圧測定、問診)、(13)三歳児健康診査、(13)産婦健康診査、(14)公害集団検診、(15)公害検診(精密)、(16)精神衛生相談、(17)精神衛生都市特別対策事業、(18)任意予防接種(日本脳炎、インフルエンザ)、(19)成人病相

談、(20)母親学級、(21)休日診療(ただし、昭和五四年四月移管)。足立

区は右移管事業のうち、(1)、(2)(ただし、六か月、九か月の乳児)については足立区医師会及び個別医療機関と契約して実施し、(3)については東京都医師会及び個別医療機関と契約して実施し、(8)については個別医療機関と契約して実施し、(4)ないし(8)については個別医療機関と契約して実施し、(3)、(10)(ただし、X線写真の読影)、(15)については足立区医師会へ委託して実施し、(2)(ただし、三か月乳児)、(11)ないし(14)、(16)ないし(20)については足立区医師会へ医師の派遣を依頼して実施するに至つた。

すると、より足立区医師会に全面的に依存し、その協力を得る必要がある実情にあり、したがつて足立区内において混在した会員をもち、かつ、足立区医師会と反目 しあつている控訴人に対し社団法人設立の許可をするときは、地域医療行政を混乱 させることになる。

を原事業の実施になる。 医療事業の実施にあたって、地域住民が保健所や学校等の施設に走るものを集団方式、住民が個別の医療等との方式、生民が個別の医療等ののであり、、(100分割が集団方式、集団方式へと移行しているとはいえない(前日では、会によるとはである。とは、(100分割が集団方式がら個別方式へと移行しているとは、(100分割がには、ののほか、では、(100分割では、では、では、(100分割では、では、(100分割では、(100分割では、(100分割では、(100分割では、(100分割では、(100分割では、(100分割では、(100分割では、(100分割では、(100分割では、(100分割では、(100分割では、(100分割を)とは、(100分割

以上のように、足立区が実施する各種予防接種については、その計画、実施、実施 結果の検討の各段階において全面的に足立区医師会に依存しており、足立区医師会 の協力がなければ地域医療行政を推進しえないのが実情である。したがつて、会員 が足立区内に混在し、かつ、足立区医師会と反目している控訴人に社団法人設立許可がされると足立区の地域医療に混乱を生ずるのである。

(二) 現在、足立区の地域医療には混乱や障害はない。

本件処分当時、控訴人の会員は七二名程度であつたが、その後控訴人を退会し、足立区医師会へ復帰する者が多数出たこともあつて、現在控訴人の会員は一八名程度であり、他方、足立区医師会の会員は三九六名(開業医三二二名、勤務医七四名)であるので、足立区医師会は足立区から委託を受けて地域医療行政にかかる事業を執行するのに十分な会員数と財政規模を有しており、足立区が足立区医師会の協力を得て実施している地域医療行政にはなんらの混乱も生じていない。

(三) 控訴人の当番における主張(四)の事実中、被控訴人が控訴人摘示の理由により本件処分をしたこと及び足立区医療協会の法人設立許可をしたことは認めるが、その余の事実は否認する。

三 証拠(省略)

〇 理由

控訴人は、本件処分には裁量権の行使を誤つた違法がある、と主張する。 民法三四条は「公益二関スル社団・・・ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務 官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」と規定し、公益法人の設立を主務官庁 の許可にかからせているが、これは公益法人の設立許可をするためには、当該社団が積極的に社会全般の利益すなわち不特定多数者の利益に寄与する社会的活動を行 が傾極的に社会主般の利益すなわらが特定多数省の利益に寄与する社会的活動を行う目的を有することを要するとともに、当該社団をして独立の法人格を有するものとしての社会的活動を行わせることが右社会の利益の増進に寄与するかどうかという観点のもとに、法人設立の必要性、当該社団の目的とする事業の内容、その実行 性、法人設立許可によつて生ずる社会的影響など諸般の事情を総合的に考慮して決 定されるべきであり、その判断は、その性質上、当該社団の目的とする事業分野を 管轄し、行政責任を有する主務官庁の合理的裁量に委ねられているものと解すべき である。したがつて、右許可に関する主務官庁の判断が、全く事実上の根拠に基づ かない場合や、考慮すべき事項を考慮せず又は考慮すべきでない事項を考慮した場 合、その他合理的根拠なくして恣意的に同種同質の他の案件と異つた取扱いをする 社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、裁量権の行 使を誤ったものとして違法とされることを免れないが、裁判所の審査はその範囲内 に限られ、右違法の程度に至らない判断の当否には及ばないというべきである。 ところで、地域医療の増進は、一個の社団法人たる地区医師会が独占的、排他的に 行うべき性質のものではなく、数個の地区医師会がそれぞれ固有の手段によりこれ を達成し寄与しうる余地があるといわなければならない。ことに当該地区におい て、地理的条件、人口動態の点で互に異る生活圏が形成されている事情があるとぎ は、当該地区全体を対象とする既存の地区医師会が存在する場合においても、右生 活圏を対象とする地域医療の増進に寄与する社会活動を行う余地が別個にあるとい うことができるから、既に法人たる地区医師会の存在する地域において、会員が混 在する状態にあつても、なお目的を同じくする別個の法人たる地区医師会の存在す

ることの必要性を否定することはできないと考えられる。また、一個の地区において一個の地区医師会が存在することが望ましいとし、互に対立反目する数個の地区医師会が存在することになれば地域医療行政の運営上その調整に困難を生ずることを理由に新たな地区医師会の存在を否定することは、当面は地域医療行政の運営の便宜に添うものとしても、右地区医師会が地域医療の増進に寄与しうるか否かとは別個の問題であるといわなければならないから、右数個の地区医師会の対立反目を理由として、直ちに新たな地区医師会の社団法人設立を許可しない処分をすることは裁量権の行使を誤るものというべきである。

もつとも既に法人たる地区医師会の存在する地域において、会員が混在するままで同一目的の新法人を設立する必要性が認められる場合であつても、新法人の設立が許可された場合に、互に激烈な会員の争奪が行われ、入会の勧誘やその阻止などのために、地域住民に対する医療業務に著しい停滞を生ずるおそれがある場合には、それによつて地域住民の医療生活に不安を与えるおそれを生ずるため、公益上これを無視することはできない。さらに既に法人たる地区医師会の存在する地域において、新法人の設立が許可された場合に、両者の反目対立のために地域医療行政のたいき既存の地区医師会の協力が得られなくなり、又は新法人が地域医療行政の実施につき協調態勢を欠き、混乱や障害を生ずるおそれがある場合にも、同様にこれを公益上無視することはできない。

2 成立に争いのない甲第二八号証の二、第三三ないし第三六号証、第四五、第六七号証、乙第一二号証、原本の存在と成立に争いのない甲第一号証の八、一〇、乙第一号証、弁論の全趣旨により成立を認める甲第四八号証、書込み部分については原審における控訴人代表者尋問の結果により成立を認め、その余の部分については成立に争いのない甲第八〇号証、原審証人A(第一回)の証言及びこれにより成立を認める甲第三〇号証、原審証人B、同C、原審及び当番証人D、当審証人Eの各証言、原審及び当審における控訴人代表者尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(一) 足立区は同区内を流れる荒川放水路を境として堤北地区と堤南地区に分かれ、両地区はそれぞれ異つた生活圏を形成しており、堤北地区から堤南地区に所在する足立区医師会事務所へ行くには、荒川放水路にかかる千住新橋又は西新井橋を渡らねばならず、しかも近年激しさを増す一方の交通の渋滞化に伴い往復に長時間を要する状況であるが、人口六〇余万人中の大部分と区内医師約四〇〇名のうちのおよそ七割は堤北地区に集中し、控訴人の会員たる医師はすべて堤北地区にその就業場所又は住所を有しており、その余が堤南地区に所在する状況にある(本件処分当時)。

国時分の ところで、足立区医師会では、昭和三七年に新しい事務所として医師会館を建設することとなり、一部の会員が堤北地区に建設することを提案したが容れられず、理事会は堤南地区に建設することを決定した。これを契機として同医師会内部では堤北地区と堤南地区とを分けて考える気運が発生した。そして、江北側医師は堤北地区に足立区医師会事務所分室を設けるようにとの要求を出し、昭和四六年四月には北地区に足立区医師会長が右要求を容れる旨を言明した。しかし、同年七月に生じたいわゆる保険医総辞退問題をめぐつて、日本医師会及び東京都医師会の方針にしたがおうとする江北側医師らと右方針に批判的態度をとる足立区医師会執行部とがいく対立し、これが原因となつて江北側医師は足立区医師会執行部に対い不信感をもつに至り、次いで江北側医師は昭和四七年足立区医師会執行部に諮らず に、足立医師協同組合を設立し、堤北地区所在足立医師協同組合会館内にその事務所を設けたところから、両者間の不信感が一層深刻化した。その後も、昭和四七日成月に足立区医師会経営のレストラン千寿会館が債務約一、二〇〇万円を負別を開発したこと、同医師会役員選挙をめぐり執行部と江北側医師とが確執行停による足立区医師会役員選挙無効確認の訴の提起及び役員の職務執行停師とによる足立区医師会役員選挙無効確認の訴の提起及び役員の職務執行停師とによる足立区医師会役員選挙無効確認の訴の提起及び役員の職務執行停師とにといるとでは、正年の民主のとととでは、正年の民主のといるといるにといる。といるといるには、正年の人に、日本の大きの対立には、日本の大きの、「日本の大きの大きに、「日本の大きの大きに、「日本の大きの大きに、「日本の大きの大きに、「日本の大きの大きに、「日本の大きの大きに、「日本の大きに、「日本の大きに、「日本の大きに、「日本の大きに、「日本の本に、「日本の大きに

このようにして、足立区医師会執行部に対し不信と不満をつのらせた江北側医師 F ら二九名は昭和四九年一一月発起人となり控訴人の設立準備を進めたうえ、同人らを含めた江北側医師五〇名は同年一二月二六日足立区医師会長に対し、同月一八日付の書面による退会届を提出し、堤北地区に住所を有しながら足立区医師会に加入していなかつた医師をも加えた合計八四名が昭和四九年一二月二六日控訴人の設立総会を開催した。

(二) 江北側医師Fら二九名は、昭和四九年一一月ころ控訴人の会員を増加するため堤北地区に住所を有する医師に対する入会の説得をすることを申し合せて、元れを行い、また控訴人は昭和五〇年一月三〇日、「足立江北医師会報」なる月刊機関紙を発行し、その紙上で堤北地区に住所を有する医師を対象として入会を期待する旨の記事を掲載するなどの方法で新会員の獲得に努め、かつ、昭和五〇年七月三〇日被控訴人に対し社団法人設立許可申請書に添付して提出した収支予算書には初年度の会員七二名を次年度には一三〇名に増加させろことを予定している旨を記載していた。しかし、現実には控訴人の会員は右設立総会開催から右法人設立許可申請の時までの間に八四名から七二名に減少した。

(三) 控訴人は前記設立以来本件処分時までの間に、東京都及び東京都医師会から地区医師会会員宛の医療行政上の通知を記載した文書を入手し、それらを控訴人の会員たる医師に連絡通知するなどしたほか、医学の振興に関する事業として学細菌学に関する学術講演会の開催を準備し(昭和五〇年九月二七日実施)とにと立医師協同組合に協力提携を働きかけ、脳波測定施設「足立医師協同組合に協力提携を働きかけ、脳波測定施設「足立医師協同組合に協力提携を働きかけ、脳波測定施設「足立医師協同組合に協力とした。更に、昭和五〇年七月二一日控訴人代表者Fが個人として同診療所の管理者となることを計画したの年は所長の許可を受け、同年八月一九日F個人名義で同保健所長に対しにのきが、日本では、日本の本の大きに対し、同区の行う公衆衛生事業の委託契約締所の保険医療機関指定申請書を提出したが、名称が不適切であることを理由に指定をの保険医療機関指定申請書を提出したが、名称が不適切であることを理由に指定を受けられなかつた。

以上の(一)ないし(三)の事実が認められ、原審及び当番証人Dの証言中には、被控訴人が当初控訴人に対して、昭和五〇年七月二五日付設立総会の開催をするように指導していたとの部分があるが、原審証人Bの証言と対比してたやすく措信できず、他に右認定を左右するに足る証拠はない。

3 前掲甲第三五、第三六、第六七号証、乙第一号証、成立に争いのない甲第一六、第三八、第七三号証、乙第三ないし第七号証の各二、第二二ないし第二四、第三八号証、原本の存在と成立に争いのない乙第三ないし第七号証の各一、原審証人A(第一回)の証言及びこれにより成立を認める甲第二一号証、原審における控訴人代表者尋問の結果により原本の存在と成立を認める甲第七一号証、原審証人B、同G、同H、同C、原審及び当審証人D、当審証人Eの各証言、

原審及び当審における控訴人代表者尋問の結果並びに弁論の全趣旨を総合すると、 次の事実が認められる。

(一) 昭和三九年頃から本件処分時までにおける東京都及び特別区の公衆衛生行政の実情は、大要、次のとおりであつた。すなわち、東京都は昭和三九年当時にお

いては、保健所の所管事項として、結核予防法に基づく健康診断及び予防接種事業、伝染病予防法に基づく防疫事業、予防接種法に基づく予防接種事業、優生保護 法に基づく優生保護事業、性病予防法に基づく性病予防事業、成人病予防事業、母 子衛生保健指導、寄生虫、らい、トラホーム予防事業等を実施していたが、昭和四 〇年四月一日地方自治法中の特別区に関する改正規定(昭和三九年法律一六九号) の施行の結果、右事業のうち老人福祉法による老人健康診査、母子衛生保健指導、 伝染病予防法に基づく防疫事業、予防接種法に基づく予防接種事業、結核予防法に 基づく健康診断及び予防接種事業、トラホーム予防事業が都から区に移管され、次 いで昭和五〇年四月一日地方自治法中特別区に関する規定の改正(昭和四九年法律 七一号)に伴い追加された同法附則一九条の規定の施行の結果、保健所にかかる妊 婦健康診査等の各種の医療行政事務事業が東京都又は東京都知事(被控訴人)から 特別区又は特別区長に移管された。そして、東京都における昭和三〇年代までの地 域医療行政においては、結核予防事業が中心的地位を占めていたが、その後これに 代わり老人、心身障害者などのいわゆる弱者防衛施策が拡充され、成人病対策事業 が重要なものとなり、このようにその間地域医療行政に関する事業は、その種類も内容も著しく変容してきた。他方、東京都及び特別区は、現実には、所属の医療専 門職員の絶対数が不足するため、独力でこれらの事業を実施することが不可能であったから、その保健所や都立病院等の医療機構が存在するにもかかわらず、東京都 各区の地区医師会等の協力を求め、これらの地区医師会に委託し又は医師 の派遣を求めるなどして前記各種事業を実施している。したがつて、東京都及び区の公衆衛生行政においては、地区医師会の協力を得ることがその重要かつ不可欠のものとなつており、しかもこのような都及び区の地区医師会に対する依存関係は、前記公衆衛生行政に対する需要が増加するに伴い、一層その度合いを強めていると ともに、前記医療行政に関する各種事業の都から区への移管に伴い、ことに区とそ の地区医師会との円満な協力関係の維持の必要性はますます増大している。上記の ような事態の推移に鑑み、地区医師会が自治体側からの協力要請に対し全都統一的 に応ずることのできる態勢を常に確立しておく必要があることから、東京都、特別 区及び東京都医師会は昭和四九年その三者を構成員とする三者協議会を結成し、以来これを通じて公衆衛生行政の統一的一体的運営を図つている。これらのことは足立区においても変りはなく、足立区においては、前記事業のうち 母子衛生保健指導及び防疫事業については自ら実施しているが、老人健康保健診査 については足立区医師会へ委託して実施し、結核予防法に基づく健康診断及び予防 接種事業、トラホーム予防事業については足立区医師会から医師の派遣を得て実施 予防接種法に基づく予防接種については東京都へ委託し、東京都はこれを足立 区医師会へ再委託して実施するに至つており、保健所に関する妊婦健康診査等の各種の地域医療行政の事務事業についても、これらを足立区医師会に委託し又は同医師会から医師の派遣を得るなどして実施するに至つている。 (二) 江北側医師若干名は前記控訴人の設立総会を開催するに先立ち、昭和四九

(二) 江北側医師若干名は前記控訴人の設立総会を開催するに先立ち、昭和四九年一〇月中旬から数度にわたり東京都総務局行政部指導課に訪れ、足立区内に足立医師会とは別個の地区医師会を社団法人として新たに設立したいとしてその手について相談に及んだ(以上の事実は当事者間に争いがない。)が、江北側医師はその際、その理由として、堤北地区の地理的特殊性からくる堤北地区医師のではそので、そので、当時の足立区医師会執行部との医師会ではないまするとで、被控訴人は本件は足立区医師会内部の分裂に端を発する事実と認東なるで、公衆衛生行政の担当部局である東京都衛生局並びに本件と関係を有ことので、公衆衛生行政の担当部局である東京都体と関係を発するとを関係との間の話合いにより円満に解決されることがより地区の医療、保健衛生等に悪い影響が生しないようとが多ずあることを勘案して処理するとの本件基本方針を策定した。

する必要があること、新法人の構成貝の地域分布は明確に区分されていることが必要であることを勘案して処理するとの本件基本方針を策定した。 (三) 被控訴人は本件基本方針に従い、控訴人、足立区医師会及び東京都医師会に対し、本件を話合いにより円満に解決することを働きかけたが、東京都医師会及び足立区医師会は、行政区画と地区医師会の地域とは一致することが原則であることを理由として、控訴人の社団法人設立許可に反対の意向を表明し、更に足立区医師会はその機関紙足立区医師会特報(昭和五〇年二月一日発行)において、控訴人の会員となるならば、予防接種事業等における医師の医療活動のうえで不利益をする旨記載するなどし、他方、控訴人は昭和五〇年一月三〇日以来前記機関紙「足立 江北医師会報」において、あくまで足立区医師会とは別個独立に社団法人を設立する意向を表明し、前記足立区医師会特報の記事に反論する記事を掲載するなどし、 控訴人と足立区医師会とは互に対立反目する状況にあり、事態の円満な収拾は足立 区医師会と控訴人との間の話合いによつては困難な状態にあつた。

(四) 足立区は昭和五〇年五月、同年度の小、中学校生徒等に対する日本脳炎の予防接種実施につき、従前からこの種の事業に関して協力を得てきた足ら区との主という。 に対し委託契約を締結したところ、控訴人は同年六月足立区長に対し、自己とられる 接の委託契約の締結を求め、足立区医師会から再委託を受けることには応議の を記したため、足立区はその取扱いに苦慮したが、足立区医師会と協議 を含む学校医会で支払い、対の会員を含む学校医会に予防接種の には足立区医師会が双方の会員を含む学校医会で支払い、足立区医師会を の会員及び控訴人の会員に支払うという処理をして、ようやく解決するに至つ の会員及び控訴人の会員に支払うという処理をして、ようやく解決するに至っ の会員及び控訴人の会員の中には、控訴人が足立区医師会と同等の立場を の会員の中には、控訴人が足立区医師会と同等の立場を であるという態度に反感を強め、控訴人の会員と同席する場所での予防接種等を のであれば、参加しないとの意向を表明する者も出て、事態は一向に改善されな のた。

(五) 被控訴人は昭和五〇年八月一二日控訴人に対し、新医師会の設立について既存の足立区医師会との間に話合いがなされ、合意を見ているか否か等について照会し、控訴人はこれに対し、同月一八日被控訴人に対し、現在においては右話合いがされていないが、社団法人設立許可あり次第、連絡協議会を設け、円満に処理する方針である旨を回答した(以上の事実は当事者間に争いがない。)。被控訴人はまた、同年八月一二日地域公衆衛生行政の関係機関たる東京都衛生局長、足立区長、東京都医師会長及び足立区医師会長並びに本件事務についての上級官庁たる厚生省医務局総務課長に対し、控訴人の社団法人設立許可の当否に関する見解を照会したところ、大要、次のような回答が寄せられた。

(1) 東京都衛生局長の回答

控訴人は、既に医師会が存在している区域に新たな法人を設立しようとしているものであり、関係団体の調整がなされないままこれを許可した場合には、関係団体相互及び会員の間に無用の混乱の起ることも予見されるので、これを許可することは好ましくない。また、本件については、東京都医師会、地区医師会との協力体制が損われ、衛生行政事業に大きな影響が生ずることも予想されるので、慎重に配慮願いたい。

(2) 足立区長の回答

地区医師会と一体となつて公衆衛生行政を実施している現状から、一行政区画一医師会が望ましく、既に医師会が存在している区域に重複して新法人が設立されることは好ましくない。そして、互いに反目しあつている従来の経緯等からして、足立区医師会と控訴人とが円満に協調し、区の衛生行政に協力することに危惧を感ぜざるを得ず、両者円満協力の担保がない現時点で新法人が設立されることは地域公衆衛生行政の遂行に障害の生ずることが懸念される。したがつて、控訴人の法人化は好ましくない。

(3) 東京都医師会長の回答

行政区画と医師会の地域とは一致することが望ましく、意見を異にする少数者が分離独立することを是認すれば、医師会が細分されて無数に発生し、行政上支障が生ずることから、控訴人の法人化には反対である。

(4) 足立区医師会長の回答

足立区医師会と控訴人とは全く協調性を欠き、互いに反目さえする状態にあり、も し控訴人に法人格が与えられて両者が同等の権限を主張し合うことになれば、公衆 衛生活動における協調体制をとることは困難になり弊害の方が多い。よつて、設立 許可のないことを希望する。

(5) 厚生省医務局総務課長の回答

同一地区に新たに同種の社団法人の設立を許可することが当該地域における会員の 争奪、既存の社団法人の公益事業の円滑な遂行に支障を来たす等混乱を生ずるおそれがあると認められる場合には、当該社団法人の設立を許可しないことが適当であ る。

(六) そこで、被控訴人は、現状のままで控訴人の法人設立を許可すれば、足立 区医師会との間の会員争奪が激化するおそれがあること、今後東京都及び足立区の 実施する公衆衛生行政に関する事業を円滑に遂行していくうえで障害を生ずるおそ れがあることの二点から、前示のとおり本件処分をするに至り、前記処分通知書を 控訴人に送付した。

以上の(一)ないし(六)の事実が認められる。原審及び当審証人D、原審におけ る控訴人代表者尋問の結果中には、被控訴人及び足立区当局は当初は控訴人の社団 法人設立許可のされることに好意的な態度を示していた旨の部分は、原審証人Bの 反対趣旨の証言と対比してたやすく措信し難い。他に前示認定を覆えすに足る証拠 はない。

東京都二三区のうち、千代田区、中央区、文京区、台東区、江東区、世田谷 、品川区、北区、板橋区の九区には二医師会が併存し、墨田区、大田区の二区に は三医師会が併存し、また大学及び官庁関係の医師は行政区画に関係なく別個の医 師会を結成しており、これらはいずれも社団法人となつているが、同時に法人化さ れたものはなく、既に地区医師会が存在しているところに、第二、第三の医師会が 設立を許可されたものであること、このうち北区、墨田区及び板橋区では同一地区 に会員が混在していること、板橋区には現在いずれも社団法人たる板橋区医師会と 東板橋医師会とがあり、後者は前者の内部分裂の結果結成され、昭和三九年に被控 訴人から法人設立許可を受けたものであるが、東京都医師会及び板橋区医師会との 調整が必ずしも十分にはとれておらず、会員も混在した状態のままであつたことは 当事者間に争いがない。

右の事実に、成立に争いのない甲第五六ないし第六〇号証、第六一号証の一 第六二号証の一ないし三、第六三号証の一、二、原審証人I、同Jの各証言及び弁論の全趣旨を総合すると、北区及び墨田区においては二以上の医師会が併存し会員も混在した状態にあるが、いずれも既存医師会と新医師会との合意が成立し、東京 都医師会の承認も得られていること、これに対して板橋区の場合には、従来社団法 人たる板橋区医師会が存在したが内部分裂により昭和三八年二月東板橋医師会が結 成され、会員が混在し、しかも板橋区医師会及び東京都医師会と対立したままの状 況のもとに社団法人東板橋医師会の設立が被控訴人により許可され、東京都医師会 への加入が認められないまま現在に至つており、その間足立区におけると同じよう な地域医療の変容を経てきたが、特段地域医療の混乱と障害は生じないで経過して

いることが認められる。

5 以上の各事実に基づいて検討することとする。

(一) 足立区は地理的条件として、同区内を流れる荒川放水路を境として堤北地 区と堤南地区とに分けられ、両地区はそれぞれ異つた生活圏を形成していること、 本件処分当時、足立区においては人口六〇余万人中の大部分と区内医師約四〇〇名 のうちおよそ七割は堤北地区に集中し、その余が堤南地区に所在する状況であつたこと、また本件処分当時控訴人の会員七二名はすべて堤北地区にその就業場所又は 住所を有していた状況であつたことに加え、前示控訴人の定款に定められた目的が地域社会の医療に関する利益の増進に寄与することを内容としているものであることに鑑みると、控訴人は足立区内の堤北地区において、更に独自にその地域社会の利益に寄与する社会活動を行う利益とその必要性があるというのが相当である。ものとも、堤北地区においては、控訴人の会員と足立区医師会の会員とが混在している。 るが、両医師会の会員が混在していることから直ちに控訴人が独自の活動をする余 地がないということはできないし、医療を求める地域住民にとつてその必要性がな いということもできない。このことは、板橋区、北区、墨田区においてその区内に 各別の地区医師会の会員が混在しているのにかかわらず、それぞれの地区医師会が 独自の活動をしていることからも明らかである。これらの点を考えると、既に地区 医師会の存在する地域において、会員の混在する状態のままで同一目的の新法人を 設立することが直ちに地域医療にとつて、その必要性がなく、混乱と障害を生ずる おそれがあると速断することは、合理的根拠を欠くものといわなければならない。 (二) Fら二九名は昭和四九年一一月ころ発起人となり控訴人の設立の準備を進め、同人らを含めた江北側医師五〇名と堤北地区に住所を有しながら足立区医師会 に加入していなかつた医師を加えた合計八四名が昭和四九年一二月二六日控訴人の設立総会を開催したこと、控訴人は昭和五〇年一月三〇日以降その機関紙上で堤北地区に住所を有する医師を対象として入会を期待する旨の記事を掲載し、これを配 布するなどの方法で新会員の獲得に努めたこと、控訴人が昭和五〇年七月三〇日被 控訴人に対し法人設立申請を行つた当時においては控訴人の会員は七二名であつた ことの経緯を考えると、その間控訴人と足立区医師会との間で地域住民に対する医 療業務に停滞を生ずるような激烈な会員争奪が行われたものということはできない し、控訴人が被控訴人に対し前記社団法人設立許可申請書に添付して提出した収支

予算書には、初年度の会員七二名を次年度には一三〇名に増加させることを予想し ていたことも、右経緯及び控訴人の新会員獲得の方法が前記機関紙の発行、配布を もつてするにとどまつていたことからすれば、直ちに地域住民に対する医療業務に 停滞を生じさせるおそれがあるものと断ずることはできない。したがつて、控訴人 に対し社団法人の設立が許可された場合には、足立区医師会との間で互に激しい会 員の争奪が行われるために地域住民に対する医療業務に停滞を生ずるおそれのある 状況にあったということは、合理的根拠を欠くといわざるをえない。 (三) 更に本件処分当時、東京都及び各特別区はその公衆衛生行政の実施におい

て、現実には、東京都医師会及び各特別区の地区医師会の協力を得てしており、こ のような東京都及び各特別区の地区医師会に対する依存関係がその度合いを強めて おり、足立区においても老人健康保健診査については足立区医師会へ委託して実施 結核予防法に基づく健康診断及び予防接種事業等においては足立区医師会から 医師の派遣を得て実施しているなどしているところ、東京都医師会と足立区医師会 とは被控訴人に対し、控訴人の社団法人設立許可に反対の意向を表明しており、か つ、足立区医師会と控訴人とは互に反目対立する状況にあるのであるが、しかし 控訴人につき社団法人設立の許可をすることが直ちに地域住民の医療生活に混乱と 障害を惹起するとする根拠となるものではない。また控訴人に対する社団法人設立 許可があつたからといつて、必然的に東京都及び足立区においてその公衆衛生行政 の実施につき控訴人との間で委託契約を結び又は控訴人から医師の派遣を求めなけ ればならない関係が生ずるわけのものではないし、東京都及び足立区と東京都医師 会及び足立区医師会との間の従来の委託契約及び協力依存関係に直接的な変更を及 ぼすわけのものでもない。東京都及び足立区がその公衆衛生行政の実施において控 訴人との間で右委託契約を結び又は医師の派遣を求めるか否かは東京都及び足立区 において自らの判断において選択し決定すべき事柄である。このことは、控訴人が 法人格のない社団として存在している場合においても同様なことである。東京都医 師会及び足立区医師会が控訴人の法人設立許可につき反対の意向を有しているの は、その資格、能力、地域社会に対する影響に関していうものではなく、むしろ江 北側医師が足立区医師会執行部とその運営上の事項について意見を異にし脱会したという従来の経緯から、控訴人が足立区医師会と同じような社団法人格を取得することへの反感に基づいているにすぎないと推認するのが相当であり、したがつてその反対の態度には合理的根拠があるものとはいえないし、東京都及び足立区に対す る協力を拒否すべき正当な理由があるともいえない。東京都及び足立区における公 衆衛生行政の実施において足立区医師会の会員と控訴人の会員とが同席することか らその実施に混乱と障害が生ずるおそれがあるというのは、その前提において合理

的根拠はないから、これを採用することができない。 してみれば、本件処分当時において、控訴人に対し社団法人の設立許可をすれば、 既存の法人たる足立区医師会の協力が得られなくなり、かつ、地域医療に混乱と障害が生ずるおそれがある状況が存在したということは合理的根拠はないものといわ なければならない。

三 以上に説示したとおり、本件処分は、控訴人につき法人設立の利益と必要性が存在するにもかかわらず、これを看過し、他方、地域医療に混乱と障害を生ずるおそれのあることの合理的根拠がないのにかかわらず、たやすくそのおそれがあるこ とを前提としてされたものであるから、事実上の根拠に基づかないでされたもので あつて、裁量権の行使を誤つたものといわなければならない。したがつて、本件処分は、その余の点につき判断するまでもなく、違法であつて取消を免れない。 よつて、本訴請求を棄却した原判決は不当であり、本件控訴は理由があるから、民 訴法三八六条により原判決を取り消し、かつ、被控訴人が控訴人に対してした本件 処分を取り消すこととし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法 九六条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 岡垣 學 磯部 喬 大塚一郎)